社の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権の数を下回ることとなる場合において、農林中央金庫又はその特定子会社以外の子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に農林中央金庫又はその特定子会社以外の子会社の保有する当該事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

一　中小企業者の発行する株式等に係る議決権　十年

二　［略］

［11～13　略］

（特例対象会社）

第百四条の二　法第七十三条第九項の主務省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（農林中央金庫の子法人等に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一　株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第八号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であって、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社

イ　農林中央金庫又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となっているもの

ロ　当該株式会社に農林中央金庫又はその子会社が出資しているもの

二　事業の再生、地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であって、次のいずれかに該当するものが関与して作成した事業計画を実施している会社

イ　官公署

ロ　商工会又は商工会議所

ハ　イ又はロに準ずるもの

一　中小企業者の発行する株式等に係る議決権　五年

二　［同上］

［11～13　同上］

（特例対象会社）

第百四条の二　法第七十三条第九項の主務省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当するものから出資を受けている会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（農林中央金庫の子法人等に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一　株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第八号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であって、農林中央金庫又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となっているもの

二　株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第八号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であって、当該株式会社に農林中央金庫又はその子会社が出資しているもの

ニ　弁護士又は弁護士法人

ホ　公認会計士又は監査法人

ヘ　税理士又は税理士法人

ト　第九十七条第二項第二十四号に掲げる業務を営む会社（農林中央金庫の子会社等以外の会社に限る。）

［2～4　略］

（臨時休業等の届出）

第百四十九条　［略］

2　前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合については、同項の規定による届出は、することを要しない。

［一～三　略］

四　台風、地震その他の異常な気象、海象又は地象により事務所等においてその業務を営むことが当該事務所等の役員、職員又は利用者の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることにより当該事務所等の業務の全部又は一部を休止する場合

五　［略］

3　［略］

4　第一項の規定にかかわらず、次に掲げる場合については、同項の規定による公告は、することを要しない。

一　第二項第二号から第五号までに該当する場合

二　［略］

5　第一項の規定にかかわらず、次に掲げる場合については、同項の規定による店頭の掲示は、することを要しない。

一　［略］

二　第二項第四号に該当する場合

三　［略］

［2～4　同上］

（臨時休業等の届出）

第百四十九条　［同上］

2　［同上］

［一～三　同上］

［号を加える。］

四　［同上］

3　［同上］

4　［同上］

一　第二項第二号から第四号までに該当する場合

二　［同上］

5　［同上］

一　［同上］

［号を加える。］

二　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。